

社労法務システム使用許諾契約約款

本約款は、本約款とともにお届けした株式会社日本シャルフ（以下、弊社といたします。）の製品（以下、本製品といたします。）をお客様に使用して頂くための使用許諾契約書（以下、本契約といたします。）の内容となり、その前提となる事項を記載したものです。

お客様が本製品を収録した媒体の包装を開封した時点又は本製品の使用許諾契約書に押印した時点のうち、いずれか早い時点で本約款に従った本契約が成立します。

本約款記載の条件にご同意頂けない場合には、本製品を収録した媒体の包装を開封することなく本製品のインストールの実行をしないで弊社にご返却下さい。

弊社は、お客様に対して、下記条項に従った譲渡性を有しない、非独占的な権利としての本製品を使用する権利を許諾し、お客様は、下記条項に、本製品を使用（インストールを含む）することができるものとします。

第1条 本製品の使用条件

①お客様は、本契約ほか本契約に関する弊社との合意により指定した事務所（以下、指定事務所という。）内において、申込ライセンス数量と同数の単体のコンピュータに本製品をインストールして、これを使用することができます。ただし、単体のコンピュータに複数のオペレーティングシステムがインストールされており、複数のオペレーティングシステム上で本製品を使用する場合には、オペレーティングシステムと同数のライセンス数量を必要とします（以下、本条において同様とします。）

②お客様が本製品をサーバーコンピュータ上へインストール又は保存して、本製品がインストールされていないクライアントコンピュータから使用することはいかなる場合も許諾されていません。

③指定事務所内の複数のコンピュータに本製品をインストールして使用する場合、同時に使用しない場合であっても、使用するコンピュータの数と同数のライセンス数量を必要とします。

第2条 複製、譲渡、貸与、再許諾等の制限

①お客様は、本製品の保存のみを目的として、1つに限り本ソフトウェアのバックアップのための複製を作成することができます。

②お客様は、弊社から文書による事前の同意を得ない限り、本製品、本製品の使用权及び本製品の使用に供するために弊社により提供を受けた物品、データ（オリジナル帳票を含む）の第三者に対する譲渡、貸与、開示又は使用の再許諾をすることはできません。

第3条 本製品に関する権利の帰属

①本製品及びマニュアル等に関する著作権、商標権、特許権、ノウハウおよびその他一切の知的所有権等の権利は弊社に独占的に帰属し、お客様はこれらの権利を取得しません。

②お客様は、弊社から文書による事前の同意を得ない限り、本製品を変更又は改変することはできません。

③第2条に基づく複製及び弊社から文書による事前の同意を受けて本製品を変更又は改変した結果生成された複製物等に関するすべての権利は本製品と同様に弊社に帰属します。

第4条 秘密保持義務

①お客様は、弊社から文書による事前の同意を得ない限り、本製品の全部または一部を、いかなる形態においても第三者に提供したり、使用させたりすることはできません。ただし、お客様の使用のために従業員又は代理人に使用させる場合は、この限りではありません。

②お客様は、本製品等に関する秘密（本製品の使用者のみが知り得る情報）を前項により提供及び使用を禁止された第三者に漏洩させることなく保管しなければなりません。

③お客様は、本契約記載の内容、および本契約に関連して知り得た情報（サポートサービスに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、ID及びパスワード並びにサポートサービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含む）につき、弊社から書面による事前の同意を得ることなく第三者に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における業務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。

第5条 契約の終了

①お客様は、文書による2週間の期限を付した終了通知をなすことにより、本契約を終了させることができます。

②弊社は、お客様が本契約のいずれか1つに違反したとき、又は、弊社の著作権その他の知的所有権を侵害した場合には弊社は本契約を解除して終了させることができます。

③お客様は、本契約が終了した日から1か月以内に本製品をインストールしたすべてのコンピュータから使用終了証明書を出力した後、すべての本製品をアンインストール（第2条の複製物の除去を含む）し、弊社から引き渡された本製品及びマニュアル等一切の付属物に使用終了証明書を添付して弊社に送付するとともにこれを通知するものとします。

④理由のいかんを問わず、いずれの場合にも弊社はお支払い頂いた代金の返還はいたしません。

⑤本契約に基づいてお客様が負う義務については、本契約終了後も継続することとします。

第6条 保証と責任

①弊社は本製品の仕様について事前の通知なしに変更することができるものとします。

②本製品の選択導入の適否及び使用目的との適合性の有無の判断は、お客様の責任とし、弊社は本条の定めるものの外は、本製品に関する一切の保証責任または瑕疵担保責任を負わないものとします。

③弊社は本製品及びマニュアル等に本製品の使用を阻害する物理的な欠陥があり、弊社が当該欠陥につき弊社の責に帰すべき事由があることを確認した場合には、無償で交換致します。

④本製品がお客様の動作環境にて正常に動作しない場合（使用者の動作環境に依拠する場合を含む）、ご購入後60日以内に限り、返金又は他の動作可能な製品

と交換致します。ただし、返金又は交換品の送付は、前条の手続きを完了していただいたことを条件とします。

⑤弊社は、弊社が本製品のプログラムに欠陥があることを確認した場合には、その欠陥の程度により、弊社の判断に従って、ユーザー登録（ユーザー登録は、弊社より、正規に本製品を取得することにより、完了します。以下、同じ。）のあるお客様に対して修正プログラム又は修正に関連する情報を提供します。

⑥弊社は、本条に定める責任以外を負わず、本製品の使用並びに使用不能及び使用制限によって生じた財産的及び精神的損害並びに直接、間接を問わず生じた営業上の損害（本製品の使用により本製品以外のソフトウェア・データ・ハードウェア等に生じた損害及びその回復、再生等に要するすべての費用）について、当該損害が発生する可能性がある旨告知されていた場合であっても何らの責任を負いません。

⑦いかなる場合であっても、本契約に基づいて弊社が負担する責任の総額は、お客様が実際に支払った本製品の対価の100%を上限とします。

第7条 サポートサービス

①お客様は、ユーザー登録を行い、保守契約を締結していただくことにより、アップデートプログラムの提供等、本製品に関する弊社所定のサポートサービスを受けることができます。

②サポートサービスの提供に関する弊社の義務は、保守契約記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、弊社は以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負いません。

i 弊社が定める手続に従ったユーザー登録及び変更を行っていないお客様。

ii 保守契約期間が有効期間にないお客様。

iii 本製品を、対価を支払うことなく体験版として使用しているお客様。

第8条 その他

①本契約は日本法に従って解釈されるものとします。

②本約款記載の条件については、法規の訂正、または弊社の事情によって弊社が変更する事があり、使用者はそれに同意するものとします。

③本製品および本契約に関連する紛争については、静岡地方裁判所浜松支部を第一審専属管轄裁判所とします。

社労法務システム保守契約約款

本約款は、株式会社日本シャルプ（以下、弊社といたします。）がお客様に提供し、使用を許諾した弊社の製品（以下、本製品といたします。）に関する保守契約書（以下、本保守契約といたします。）の内容となり、その前提となる事項を記載したものです。

第1条(目的)

弊社は、対象システム（以下、本件ソフトウェアといたします。）の安全かつ円滑な利用を目的として、本件ソフトウェアの保守を受託し、お客様に対し、本書記載の保守業務を行います。

第2条(保守対象)

本保守契約は、別途定めるところに従い、お客様が弊社から本件ソフトウェアの使用を許諾された指定事務所内において使用する本件ソフトウェアを対象とします。

第3条(保守内容)

弊社が行う保守業務の内容は、以下のとおりとします。

1. 本件ソフトウェアの使用に関する問い合わせに対する回答（但し、回答がマニュアルに記載されているものを除く）
2. お客様の問い合わせ等に基づいて弊社が本件ソフトウェアの障害であると判断した事象に対する対応
3. 本件ソフトウェアのバージョンアップ（バージョンの小数点以下の変更）版の提供
4. 別記特記事項記載の事項

第4条(問い合わせ方法)

1. お客様は、弊社に対して問い合わせを行う場合、原則としてファックスまたは電子メールを利用するものとします。

但し、弊社が緊急を要すると認めた場合に限り、電話による問い合わせを行うことができるものとします。

2. 問い合わせ先及び問い合わせ時間は、別途弊社が定めるところに従うものとします。

第5条(回答方法)

1. 弊社は、お客様からの問い合わせに対して、原則として、お客様の問い合わせ方法と同様の方法により回答するものとします。

2. 弊社が、本件ソフトウェアの障害が重要かつ緊急と判断した場合、弊社は速やかに本件ソフトウェアの動作保障範囲内において受領が可能な方法による修正プログラムの提供を行うものとします。

3. 弊社は、お客様に対し、本件ソフトウェアの障害の原因を確認するために必要とされる本件ソフトウェア関連情報等（参照若しくは入力したデータ、生成された電子データ若しくは帳票、又は、スクリーンショット等障害の再現に必要な一切の情報）の提供を求めることができるものとし、お客様は、弊社に対し、速やかにこれらを提供するものとします。

4. お客様の問い合わせ内容が本保守契約の保守義務の範囲を超える場合には、別途協議の上、対応方法を定めるものとします。

第6条(保守料金)

1. お客様は、弊社に対し、別途定めるところに従い、保守料金を支払うものとします。

2. 弊社は、変更月の2か月前までにお客様に通知することにより保守料金を変更することができるものとします。

3. お客様は、前項の通知を受けたときは、変更月の1か月前までに書面による解約の意思表示を行うことにより、第11条の規定に係わらず、変更月の前月末日を解約日として本保守契約を解約することができるものとします。ただし、保守料金が減額となる場合はこの限りではありません。

第7条(保守義務の委託)

弊社は、本保守契約に基づく保守業務の全部又は一部を、弊社の指定する者に委託できるものとします。

第8条(免責事項)

1. 弊社の責任は保守業務の履行をもって全てとし、本件ソフトウェアの障害等に起因して生じた損害に対する責任を負わないものとします。

2. 弊社がお客様に対して負う損害賠償額は、お客様が弊社に対して支払い済みの直近12か月分の保守料金に含まれる基本料金相当額をもってその上限とします。ただし、弊社の故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

第9条(顧問先情報の取り扱い)

1. 弊社は、原則としてお客様からその顧問先に関する情報またはデータベース等（以下、顧問先情報といたします）を預かることはありません。例外的に、以下の場合に限り、これを預かることとします。

- ① 破損したデータベースの調査・復旧
- ② お客様が利用するシステムへのデータ移行
- ③ 上記作業に付随する動作確認・保守対応

2. お客様が弊社に顧問先情報を提供する場合、お客様は、事前に、当該顧問先本人から適法に情報開示の同意を取得するものとします。

3. 弊社が第1項及び前項に基づき顧問先情報を預かることによって損害が発生した場合、弊社に故意または重過失がある場合を除き、弊社は直接・間接を問わず一切の損害について責任を負いません。この損害については第三者（お客様の顧問先を含む）に生じた損害も含みます。また、仮に、弊社が損害賠償義務を負う場合でも、その金額は第8条第2項に定めるところとします。

4. 顧問先情報の漏えいその他事故が生じた場合、お客様は、当該問題を顧問先及び当該情報の客体となる個人又は法人（以下、情報対象者といいます。）との間で解決することとし、顧問先又は情報対象者が弊社に対して一切の責任追及をさせないこととします。

第10条(秘密保持)

1. お客様及び弊社は、本保守契約に対して知り得た相手方の営業上、技術上またはそのほかの業務上の情報を秘密として扱い、第三者に開示・漏洩しないものとします。

2. 本条は、本保守契約終了後も有効とします。

第11条(保守契約期間)

本保守契約の有効期間は、保守対象の変更の有無にかかわらず、保守契約開始月から1年間とします。但し、期間満了2ヶ月前までにお客様又は弊社のいずれからも書面による更新拒絶の通知がなされない場合、本保守契約は同一内容で更新され、さらに1年間継続するものとし、以降も同様とします。

第12条(途中解約)

1. お客様は、解約日の2か月前までに、弊社に対して書面で通知することにより、解約日をもって、本保守契約を解約することができます。

2. 前項にかかわらず、お客様は、保守契約開始月から6か月間は、本保守契約を解約することができないものとし、同期間に解約された場合であっても、保守契約開始月から6か月分の保守料金を支払うこととします。

3. 保守対象の変更があった場合、前項の6か月間は、保守対象の変更が適用された月から起算することとします。

第13条(契約の解除)

1. お客様が本保守契約その他弊社との契約の条項の一に違反し、相当の是正期間があるにもかかわらずお客様が契約を履行しないときは、弊社は本保守契約その他の契約の全部または一部を解除することができるものとします。

2. お客様が次のいずれかにでも該当したときは、弊社は何らかの通知及び催告を要せず直ちに本保守契約の全部または一部を解除できるものとします。

(1) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、若しくは租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき、整理の開始、又は、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算手続開始の申し立てがあったとき。

(2) 監督官庁より、営業の停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。

(3) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更または解散の決議をしたとき。

(4) 自ら振出もしくは引き受けた手形または小切手につき不渡処分を受ける等支払い停止状態に至ったとき。

(5) 財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

3. お客様が、第1項または第2項(1)～(5)のいずれかに該当した場合、お客様は当然に期限の利益を失い、弊社に対して本保守契約に基づいて負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとします。

また、前第 1 項及び第 2 項による解除は、損害賠償の請求を妨げないものとします。

第 14 条（お客様が取り扱う個人情報等の管理）

1. 弊社が、本保守契約の履行にあたり、お客様から、個人情報等を取得する場合には、以下の事項を遵守するものとします。

i. お客様が事前の承諾なく、取得した個人情報を第三者に開示、提供、漏洩又は自ら利用しません。

ii. 前号の承諾を得るにあたって、お客様の請求により、当該第三者との契約書等必要な書類の写しを提供します。

iii. 第 2 号により、第三者に個人情報を開示等する場合には、当該第三者に本項と同様の義務を課し、当該第三者による個人情報の漏洩等の事故が発生し、お客様に損害を与えた場合、その損害を賠償します。

iv. 弊社は、個人情報等を取り扱うにあたり、事故等を防止する上で、必要かつ信頼性の高い適切な安全管理措置を講じます。

v. 弊社は、個人情報等の安全管理のために、個人情報を取り扱う従業員に対する必要かつ適切な監督を行います。

vi. 弊社は、本項の安全管理措置につき、お客様から報告を求められたときには、速やかに報告します。

vii. 弊社は、個人情報等の管理にかかる事務の全部又は一部を第三者に委託するときは、委託契約において、個人情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。

viii. 弊社は、取得した個人情報等につき、取得利用目的を達成した後、遅滞なくこれを消去して、お客様に通知します。

2. 本条は、本保守契約終了後においても効力を有します。

第 15 条(反社会勢力排除条項)

1. お客様及び弊社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。

(1)自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・社会運動標ぼうゴロ若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下、総称して「反社会勢力」といいます。）ではないこと

(2)自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。）が反社会勢力ではないこと

(3)反社会勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと

(4)本保守契約に基づく権利の行使及び義務の履行が終了するまでの間に、自ら又は第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を棄損する行為

2. お客様及び弊社は、相手方が前項に該当するか否かを判断するために調査を要すると判断した場合、その求めに応じて、その調査に協力し、お客様又は弊社が必要と判断する資料を提出しなければならないものとします。

3. お客様及び弊社の一方について、次のいずれかに該当したときは、その相手方は、なんらの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとします。

ア 前項 1 又は 2 の確約に反する申告をしたことが判明したとき

イ 前項 3 の確約に反し契約をしたことが判明したとき

ウ 前項 4 の確約に反した行為をした場合

4. 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、違約金（損害賠償額の予定）として保守料金の 1/2 か月分を支払うものとし、解除したものに対して、解除により生じる損害について一切の請求を行わないものとします。

第 16 条(本約款の効力)

1. 本約款は、弊社の判断によりお客様の承諾なく変更・改定ができるものとします。

2. 本約款が変更・改定する場合、弊社は、お客様に対して事前に通知するものとし、変更・改定後の本約款は、通知後、弊社とお客様との間の一切の關係に適用されるものとします。

3. 本約款のうち、秘密保持及び弊社の免責に関する事項は、本保守契約終了後も、引き続き効力を有するものとします。

第 17 条(準拠法)

本保守契約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 18 条(協議事項)

本保守契約に定めのない事項については、弊社とお客様との間で誠意をもって協議し解決を図るものとします。

第 19 条(合意管轄)

本保守契約から生じる一切の紛争については、静岡地方裁判所浜松支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。